

みよし市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

第1 基本的な考え方

平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律の一部改正が施行され、「農地利用の最適化の推進」が農業委員会の取り組むべき業務として、明確に位置づけられた。

みよし市は、愛知県のほぼ中央部に位置し、交通の便に恵まれた都市近郊地域である。

本地域の西端を二級河川境川、東南端を二級河川逢妻女川が流れ、その流域が主たる水田地帯となり、地味肥沃で温暖な気候に恵まれ、愛知用水の通水により水稻のほか野菜、果樹など多様な農業が営まれている。

課題として、農家戸数の大半が自給的農家や兼業農家であり、担い手が十分ではなく、また、転用期待等から農地の資産的保有傾向が強いことから、担い手への農地の集積・集約化が進まない状況がある。このため、担い手の育成・確保、新規参入の促進に加え、農地の流動性を高め、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業の促進による農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。

このようなことから、地域の強みを活かしながら、活力ある農業を築くため、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、みよし市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この方針は、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	遊休農地の割合（B/A）
現 状 （令和5年3月）	735.5ha	6.6ha	0.90%
3年後の目標 （令和8年3月）	733.2ha	5.7ha	0.78%
目 標 （令和11年3月）	730.8ha	4.8ha	0.66%

注：「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と遊休農地面積の合計面積（3年間で1.5ha転用等により耕地面積が減少する計算）

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員及び推進委員による農地の利用状況調査（以下「農地パトロール」という。）と農地の利用意向調査を実施する。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来の農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく、農地の利用関係の調整を行う。

農地パトロールと利用意向調査の結果は、「全国農地ナビ」に反映し、法令に基づき農地台帳を公表する。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積（A）	集積面積（B）	集積率（B/A）
現 状 （令和5年3月）	729.0ha	314.5ha	43.1%
3年後の目標 （令和8年3月）	727.5ha	400.1ha	55%
目 標 （令和11年3月）	726.0ha	508.2ha	70%

注：「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積（3年間で1.5ha転用等により耕地面積が減少する計算）

(2) 担い手への農地利用の集約・集積化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会は、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに協力する。尚、令和7年度に実施予定の「地域計画」の策定については上記内容を継続するものとする。

② 農地中間管理事業との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構・農協等と連携し、

(7) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地

(4) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地

(ウ) 農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定等

農地の利用調整については、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の設定を推進し、農地の有効利用を図る。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て愛知県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体数 (新規参入者経営体取得面積)
現 状 (令和5年3月)	3 1.1 ha
3年後の目標 (令和8年3月)	3 0.9 ha
目 標 (令和11年3月)	3 0.9 ha

注：現状については、令和4年度の新規参入経営体数（取得面積）とする

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携

関係機関と連携を取りながら、新規参入の促進に取り組む。

② 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入経営体の定着を図るため、参入後のフォローアップに努める。